



# 島根県報

平成23年10月18日（火）

号外 第 180 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 3

特定診療科医師育成支援資金貸与規則 (医 療 政 策 課) 8

### 【教委規則】

島根県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則 (保 健 体 育 課) 29

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第79号）

#### 1 規則の概要

- (1) 法人の県民税の減免に関する申請書の様式を定め、申請の期限等を定めることとした。（第32条の2・第78号の2様式関係）
- (2) 天災その他これに類する災害により事業用資産に損害を受けた者についての法人の県民税の減免の対象を、当該損害の金額が事業年度期首現在における資本金の額又は出資金の額の2分の1に相当する金額以上の金額であるときとし、当該事業年度の初日から起算して3年以内に終了する各事業年度分の法人税割額に100分の10を乗じて得た額に相当する金額を減免することとした。（第32条の3関係）
- (3) 法人の事業税の減免に関して申請の期限等を定めることとした。（第38条関係）
- (4) 天災その他これに類する災害により事業用資産に損害を受けた者についての法人の事業税の減免の対象を、当該損害の金額が事業年度期首現在における資本金の額又は出資金の額の2分の1に相当する金額以上の金額であるときとし、当該事業年度の初日から起算して3年以内に終了する各事業年度分の法人の事業税額に100分の10を乗じて得た額に相当する金額を減免することとした。（第38条の2関係）
- (5) その他規定及び様式の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇特定診療科医師育成支援資金貸与規則（規則第80号）

#### 1 規則の概要

- (1) 将来指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しようとする臨床研修医（臨床研修を受けている者で臨床研修を開始して2年目までのものをいう。）に対し、育成支援資金を貸与することとした。（第3条関係）
- (2) 育成支援資金の貸与額は、1回につき300万円とすることとした。（第4条関係）
- (3) 育成支援資金の貸与回数は、連続する2年度で2回（1年度につき1回に限る。）までとすることとした。（第5条関係）
- (4) 育成支援資金の貸与は、書類、小論文、面接等により決定することとした。（第8条関係）
- (5) 育成支援資金の貸与の決定の取消しの事由を定めることとした。（第10条関係）
- (6) 被貸与者は、育成支援資金の貸与の決定の取消し等に至ったときは、貸与を受けた育成支援資金の全額とその額に10パーセントの割合を乗じて得た額との合計額を一括返還しなければならないこととした。（第12条関係）
- (7) 育成支援資金の返還の時期及び方法について、特例措置を受けることができる事由を定めることとした。（第13条関係）
- (8) 育成支援資金の返還を猶予することができる期間及び必要な手続を定めることとした。（第14条関係）
- (9) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定により育成支援資金の返還債務を免除する場合の従事期間の算定等について定めることとした。（第15条関係）
- (10) 被貸与者、連帯保証人又は被貸与者の相続人が届け出なければならない事項を定めることとした。（第17条関係）
- (11) 被貸与者が、指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）又は特定地域医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事しようとするときの届出等の事項を定めることとした。（第18条関係）

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第79号**

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第34条を第34条の2とし、第33条を第34条とし、第32条の2を第33条とし、第32条の次に次の2条を加える。

（法人の県民税の減免）

**第32条の2** 条例第13条の2第1号又は第2号の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者は、法第53条第1項若しくは第4項に規定する確定申告書若しくは同条第23項（同条第1項に規定する中間申告書若しくは同条第2項に規定する申告書を提出した法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けた場合は除く。）に規定する修正申告書の提出期限又は同条第22項（同条第1項に規定する中間申告書又は同条第2項若しくは第19項に規定する申告書を提出した法人は除く。）の規定により修正申告書を提出する日までに、法人の県民税減免申請書（第78号の2様式）により、知事又は所長に申請しなければならない。

（法人の県民税の減免基準）

**第32条の3** 条例第13条の2第1号の規定に該当する者に対しては、天災その他これに類する災害によりその者の所有する事業用資産につき受けた損害金額が事業年度期首現在における資本金の額又は出資金の額（資本金の額若しくは出資金の額が300万円未満のもの、資本若しくは出資を有しないもの又は法第24条第6項の規定により法人とみなされるものについては、当該期首現在における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該金額が300万円未満である場合は、300万円）とする。）の2分の1に相当する金額以上の金額であるときは、当該事業年度の初日から起算して3年以内に終了する各事業年度分の法人税割について、条例附則第7項又は第8項の規定を適用して計算した法人税割額に100分の10を乗じて得た額に相当する金額を減額する。

第39条を第39条の2とし、第38条の見出しを「（個人の事業税の減免）」に改め、同条第3項を削り、同条を第39条とし、第37条の次に次の2条を加える。

（法人の事業税の減免）

**第38条** 条例第20条第1号又は第4号の規定により法人の事業税の減免を受けようとする者は、法第72条の25第1項、第2項（同条第6項（法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、第3項（法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、第4項（法第72条の25第7項（法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項及び法第72条の29第2項において準用する場合を含む。）、法第72条の28第1項、法第72条の29第1項若しくは第3項若しくは法第72条の33第3項（法第72条の26の規定により申告書又は修正申告書を提出した法人を除く。）に規定する期限又は法第72条の33第2項（法第72条の26の規定により申告書又は修正申告書を提出した法人を除く。）の規定により修正申告書を提出する日までに、法人の事業税減免申請書（第93号の2様式）により、知事又は所長に申請しなければならない。

（法人の事業税の減免基準）

**第38条の2** 条例第20条第1号の規定に該当する者に対しては、天災その他これに類する災害によりその者の所有する事業用資産につき受けた損害金額が事業年度期首現在における資本金の額又は出資金の額（資本金の額若しくは出資金の

額が300万円未満のもの、資本若しくは出資を有しないもの又は法第24条第6項の規定により法人とみなされるものについては、当該期首現在における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該金額が300万円未満である場合は、300万円）とする。）の2分の1に相当する金額以上の金額であるときは、当該事業年度の初日から起算して3年以内に終了する各事業年度分の法人の事業税について、条例附則第15項及び第16項の規定により読み替えて適用される条例第16条の規定を適用して計算した事業税の額（特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の規定に基づき課税を免除した場合又は不均一の課税をした場合には、その課税免除又は不均一課税後の額）に100分の10を乗じて得た額に相当する金額を減額する。

第69条中「すべて」を「全て」に改める。

第78号様式の次に次の1様式を加える。

第78号の2様式（第32条の2関係）

法人の県民税減免申請書			
年 月 日	申 請 者	所 在 地	
島 根 県 知 事 (県民センター所長) 様		名 称	
		代 表 者 氏 名	㊟
島根県県税条例第13条の2の規定により、次のとおり申請します。			
年 度	年 度	課 税 標 準 額	千 円
事 業 年 度	年 月 日 年 月 日 から まで	税 額	円
事 業 の 種 類		納 期 限	年 月 日
減免を受けようとする理由			
摘 要			

備考 「納期限」欄は、修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書を提出する日を記載してください。

---

第79号様式中「(第33条関係)」を「(第34条関係)」に改める。

第80号様式その1及び第80号様式その2中「(第34条関係)」を「(第34条の2関係)」に改める。

第92号様式その1中「(第38条関係)」を「(第39条関係)」に改め、同様式の備考中「添付すること」を「添付してください」に改める。

第92号様式その2中「(第38条関係)」を「(第39条関係)」に改め、同様式の備考中「添付すること」を「添付してください」に改める。

第93号様式中「(第38条関係)」を「(第39条関係)」に改め、同様式の備考中「添付すること」を「添付してください」に改める。

第93号の2様式を次のように改める。

## 第93号の2様式（第38条関係）

法人の事業税減免申請書			
年 月 日  島 根 県 知 事 (県民センター所長) 様	申 請 者	所 在 地	
		名 称	
		代 表 者 氏 名	⑩
島根県県税条例第20条の規定により、次のとおり申請します。			
年 度	年度	課 税 標 準 額	千 円
事 業 年 度	年 月 日 年 月 日 から まで	税 額	円
事 業 の 種 類		納 期 限	年 月 日
減免を受けようとする理由			
摘 要			

備考 「納期限」欄は、修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書を提出する日を記載してください。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(法人の県民税の減免に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第32条の2及び第32条の3の規定は、平成23年3月11日以後に発生した天災その他これに類する災害に係る法人の県民税の減免について適用し、新規則第32条の2の規定に係る申請書の提出期限が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後30日以内に到来する場合においては、当該申請書の提出期限は、施行日から起算して30日以内とする。  
(法人の事業税の減免に関する経過措置)
- 3 新規則第38条及び第38条の2の規定は、平成23年3月11日以後に発生した天災その他これに類する災害に係る法人の事業税の減免について適用し、新規則第38条の規定に係る申請書の提出期限が、施行日前に到来し、又は施行日以後30日以内に到来する場合においては、当該申請書の提出期限は、施行日から起算して30日以内とする。  
(用紙に関する経過措置)
- 4 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

特定診療科医師育成支援資金貸与規則をここに公布する。

平成23年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第80号

特定診療科医師育成支援資金貸与規則

(目的)

- 第1条** この規則は、将来指定医療機関の特定診療科に勤務しようとする臨床研修医に対し、研修を支援するための資金（以下「育成支援資金」という。）を貸与することにより、県内における医師の確保及び充実に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条** この規則において「臨床研修」とは、医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修をいう。
- 2 この規則において「指定医療機関」とは、県内の医療機関で次の各号のいずれかに該当する施設をいう。
- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（次項第1号において「公的医療機関」という。）のうち次の者が開設する病院又は診療所
    - ア 県
    - イ 市町村
    - ウ 地方公共団体が組織する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の組合をいう。次項第1号において同じ。）
    - エ 日本赤十字社
    - オ 社会福祉法人恩賜財団済生会
    - カ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
  - (2) 臨床研修指定病院（医師法第16条の2第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院をいう。）
  - (3) へき地医療拠点病院（へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号）に基づき知事の指定を受けた病院をいう。次項第2号において同じ。）
  - (4) その他前3号に掲げる施設に準ずるものとして知事が認める病院又は診療所



3 この規則において「特定地域医療機関」とは、県内の次に掲げる施設をいう。

(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第32条の規定により同法の規定が適用される区域及び同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に所在する公的医療機関のうち次の者が開設する病院又は診療所

ア 市町村

イ 地方公共団体が組織する組合

ウ 日本赤十字社

エ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

(2) へき地医療拠点病院（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）

(3) その他前2号に掲げる施設に準ずるものとして知事が認める病院又は診療所

4 この規則において「特定診療科」とは、知事が別に定める診療科をいう。

（育成支援資金の貸与）

**第3条** 県は、将来指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しようとする臨床研修医（臨床研修を受けている者で臨床研修を開始して2年目までのものをいう。以下同じ。）に対し、育成支援資金を貸与するものとする。ただし、へき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）、医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）、しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）若しくは特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）による奨学金又は研修医研修支援資金貸与規則（平成22年島根県規則第22号）による研修支援資金の貸与を受けたことのある者を除く。

（貸与金額）

**第4条** 育成支援資金の貸与額は、1回につき300万円とする。

（貸与回数）

**第5条** 育成支援資金の貸与回数は、連続する2年度で2回（1年度につき1回に限る。）までとする。

（連帯保証人）

**第6条** 育成支援資金の貸与を受けようとする臨床研修医は、連帯保証人1人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。

3 第1項の連帯保証人は、第9条第1項の被貸与者と連帯して債務を負担する。

（貸与の申請）

**第7条** 育成支援資金の1回目の貸与を受けようとする臨床研修医は、特定診療科医師育成支援資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 連帯保証人及び家族全員についての市町村長の発行する所得証明書

(2) 臨床研修医が在職する医療機関（以下「研修病院」という。）の長が研修及び人物についての所見を記載した推薦書及び在職証明書

(3) 小論文

(4) 医師免許証の写し

（貸与の決定等）

**第8条** 知事は、前条の申請に基づき育成支援資金を貸与する臨床研修医を、同条第1号及び第2号に掲げる書類、同条第3号の小論文、面接等により決定し、特定診療科医師育成支援資金貸与決定（不承認）通知書（様式第2号）により当該臨床研修医に、特定診療科医師育成支援資金貸与決定（不承認）通知書（様式第3号）により研修病院の長に通知するものとする。

（育成支援資金の交付）

**第9条** 前条の規定により育成支援資金の貸与決定通知を受けた臨床研修医（以下「被貸与者」という。）は、直ちに当

該年度の特定診療科医師育成支援資金交付申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

- 2 被貸与者は、2回目の貸与を受ける場合は、指定された日までに、特定診療科医師育成支援資金交付申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（貸与の決定の取消し）

**第10条** 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、育成支援資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 臨床研修を取りやめたとき。
- (2) 心身の故障のため臨床研修を修了する見込みがなくなったとき。
- (3) 臨床研修における成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事する意思がなくなったことにより、育成支援資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めたとき。

（借用証書の提出）

**第11条** 被貸与者は、育成支援資金の交付を受けた日の属する月の翌月の末日までに、借用証書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（返還）

**第12条** 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸与を受けた育成支援資金の全額（以下「貸付資金全額」という。）と知事が別に定める場合を除きその額に10パーセントの割合を乗じて得た額との合計額（以下「返還債務の額」という。）を一括返還しなければならない。

- (1) 第10条の規定により育成支援資金の貸与の決定が取り消されたとき。
- (2) 死亡（業務上の事由によるものを除く。）又は心身の故障（業務上の事由に起因するものを除く。）により医師の業務に従事することができなくなったとき。
- (3) 臨床研修を修了した日の属する月の翌月の末日までに（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関の特定診療科において、医師の業務に就かなかつたとき。
- (4) 指定医療機関の特定診療科において引き続いて5年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事することができなかつた期間（指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下「指定特定診療科以外従事期間」という。）及び特定地域医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間（以下「特定地域特定診療科以外従事期間」という。）（特定地域医療機関の長の指示により指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の特定診療科において医師の業務に従事する期間のうち、やむを得ない事由があると知事が認めた期間は、特定地域特定診療科以外従事期間とみなす。）が通算して6月以上となる場合であつて、指定特定診療科以外従事期間及び特定地域特定診療科以外従事期間が通算して6月以上となることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該6月以上となる期間（第14条第1項第1号において「猶予期間」という。）を含む。）を除く。）指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事（指定特定診療科以外従事期間及び特定地域特定診療科以外従事期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定特定診療科以外従事期間は指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の特定診療科において、特定地域特定診療科以外従事期間は特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなす。）（特定地域医療機関の特定診療科において2年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事することができなかつた期間（特定地域特定診療科以外従事期間のうち特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものとみなされる期間を除く期間（第14条第1項第1号において「特定猶予期間」という。）を含

む。)を除く。)以上医師の業務に従事した場合に限る。)できない見込みとなったとき。

- 2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して14日以内に、特定診療科医師育成支援資金返還明細書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(返還の特例)

**第13条** 被貸与者は、前条第1項及び第15条第5項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の額の返還の時期及び方法について特例措置を受けることができる。

- (1) 死亡したとき(業務上の事由によるものを除く。)
- (2) 心身の故障(業務上の事由に起因するものを除く。)により医師の業務に従事することができなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。

- 2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額を返還しようとするときは、前項各号に掲げる事由が生じた日(第15条第4項の規定により貸付資金全額の一部について返還の免除を受けようとする者にあつては、当該免除の決定又は免除しない旨の決定の通知を受けた日)から起算して14日以内に、特定診療科医師育成支援資金返還方法承認申請書(様式第7号)を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、返還は、1回払い(支払期限は、前項各号に掲げる事由が生じた日から起算して3月以内とする。)又は年賦、半年賦若しくは月賦の均等返還によるものとし、均等返還の期間は、5年を超えることができない。

- 3 被貸与者は、前項の規定により承認を受けた返還方法を変更しようとするときは、特定診療科医師育成支援資金返還方法変更承認申請書(様式第8号)を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(返還の猶予)

**第14条** 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間においては、返還債務の額の返還を猶予することができる。

- (1) 臨床研修を修了した日の属する月の翌月に(疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく)指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事したものにあっては、当該医師の業務に従事した月から5年間(疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事することができなかつた期間(猶予期間及び特定猶予期間を含む。))を除く。)
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により育成支援資金を返還することが著しく困難であると知事が認めるときにおける当該事由が継続する期間

- 2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額の返還の猶予を受けようとするときは、同項各号に掲げる期間の開始の日から起算して14日以内に、特定診療科医師育成支援資金返還猶予申請書(様式第9号)に当該事由を証する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 被貸与者は、第1項各号に掲げる期間であつて知事が返還を猶予している間は、毎年1回、4月30日までに特定診療科医師育成支援資金返還猶予申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(返還の免除)

**第15条** 貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号。第4項において「条例」という。)第2条の表特定診療科医師育成支援資金の項に規定する従事期間は、被貸与者が指定医療機関の特定診療科において医師の業務に就いた日の属する月から指定医療機関の特定診療科において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により算定するものとする。

- 2 前項の規定により従事期間を算定する場合において、当該期間中に休職(業務に起因する休職を除く。以下同じ。)又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除くものとする。

- 3 同一の月に指定医療機関(特定地域医療機関を除く。)の特定診療科において医師の業務に従事した期間と特定地域医療機関の特定診療科において医師の業務に従事した期間(以下この項において「特定地域医療機関従事期間」という。)があるときは、その月は特定地域医療機関従事期間とみなす。

- 4 被貸与者は、貸付資金全額又はその一部の額について返還の免除を受けようとするときは、条例第2条の表特定診療科医師育成支援資金の項に規定する免除の条件に該当する事由が生じた日から起算して14日以内に特定診療科医師育成支援資金返還免除申請書（様式第10号）に当該事由を証する書面を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 被貸与者は、貸付資金全額の一部について返還の免除を受けたときは、第12条第1項の規定にかかわらず、当該免除の決定の通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに、返還債務の額から返還の免除を受けた額を差し引いて得た額を返還しなければならない。
- 6 第12条第2項の規定は、前項の規定により返還する場合について準用する。

（延滞金）

**第16条** 被貸与者は、正当な理由がなく返還債務の額又は前条第5項の規定により返還しなければならない額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で算定した延滞金を納付しなければならない。

- 2 知事は、前項の場合において、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（届出）

**第17条** 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
  - (2) 退職し、休職し、停職の処分を受け、又は復職したとき。
  - (3) 心身の故障のため臨床研修の課程を修了する見込みがなくなったとき。
  - (4) 臨床研修の課程を修了したとき又は中止したとき。
  - (5) 指定医療機関の特定診療科の医師の業務に就き、又は指定医療機関の特定診療科において医師の業務に従事しなくなったとき。
  - (6) 特定地域医療機関の長の指示により指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の特定診療科において医師の業務に従事しようとするとき。
  - (7) 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
  - (8) 連帯保証人を変更したとき。
  - (9) 育成支援資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
  - (10) 育成支援資金以外の貸付金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその返還が免除されたとき。
- 2 連帯保証人又は被貸与者の相続人は、被貸与者が死亡したとき又は医師の業務に従事することができなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該届出の事実を証する書面を添付しなければならない。

（指定医療機関の特定診療科以外の医療機関における従事に係る届出等）

**第18条** 被貸与者が、指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）又は特定地域医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事しようとするときは、指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事する日の1月前までに特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事届出書（様式第11号）により知事に届け出なければならない。ただし、指定特定診療科以外従事期間及び特定地域特定診療科以外従事期間が通算して6月以上となる場合には、指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事する日の1月前までに特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事申請書（様式第12号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）又は特定地域医療機関の長の指示により、指定医療機関の特定診療科以外における被貸与者の従事の内容に変更があるときには、直ちに特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事変更届出書（様式第13号）により知事に届け出なければならない。ただし、被貸与者の指定特定診療科以外従事期間及び特

定地域特定診療科以外従事期間が通算して6月以上となる場合は、直ちに特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事変更申請書（様式第14号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

3 指定医療機関の特定診療科以外における被貸与者の従事が終了し、指定医療機関の特定診療科で従事を開始したときは、直ちに特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事終了報告書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、やむを得ない事由がある場合に限り、被貸与者が特定地域医療機関の長の指示により、指定医療機関（特定地域医療機関を除く。）の特定診療科で医師の業務に従事する期間の全部又は一部を特定地域特定診療科以外従事期間とみなすことができる。この場合において、知事は、速やかにその旨を貸与者に通知するものとする。

（雑則）

**第19条** この規則に定めるもののほか、特定診療科医師育成支援資金の貸与に関する業務の実施について必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（研修医研修支援資金貸与規則の一部改正）

2 研修医研修支援資金貸与規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（平成21年島根県規則第48号）又は」を「（平成21年島根県規則第48号）若しくは」に改め、「よる奨学金」の次に「又は特定診療科医師育成支援資金貸与規則（平成23年島根県規則第80号）による育成支援資金」を加える。

## 様式第1号（第7条関係）

年 月 日

島根県知事 様

ふりがな  
申請者 氏 名 ㊟  
(本人)

## 特定診療科医師育成支援資金貸与申請書

育成支援資金の貸与を受けたいので、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第7条の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、指定医療機関の特定診療科において所定の期間勤務することを誓います。

本 人	ふりがな				申請時の 状 況	研修機関名及びプログラム名 ( )			
	氏 名					研修の開始及び修了予定時期 ( ~ )			
	生年月日及び年齢		年 月 日生 (満 歳)						
	現住所及び 電 話 番 号		〒		( ) -				
	帰省先住所 及び電話番号		〒		( ) -				
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年齢	就労の 有 無	所得の区分	学 校		生計主体者と	
						種別	国公立又は 私立の別	自宅通学又は 自宅外通学の別	住居 生計
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別
連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの育成支援資金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者 本人と連帯してその債務を保証します。								
	氏 名				㊟	生年月日			
	住 所 電話番号		〒		( ) -		続 柄		
島根県以外の 研修医向け貸付金			<input type="checkbox"/> 受けている (貸与機関名 ) <input type="checkbox"/> 受ける予定がある (貸与機関名 ) <input type="checkbox"/> なし						

## 添付書類

- 1 市町村長の発行する所得証明書（連帯保証人及び家族全員）
- 2 研修及び人物についての所見を記載した研修病院の長の推薦書及び在職証明書
- 3 小論文
- 4 医師免許証の写し

注 「島根県以外の研修医向け貸付金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される貸付金が対象です。

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

島根県知事



## 特定診療科医師育成支援資金貸与決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった育成支援資金の貸与については、下記のとおり決定し（不承認になつ）たので、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第8条の規定により通知します。

記

## 1 決定

決 定 番 号	号
貸 与 額	円

## 2 不承認

理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

島根県知事



## 特定診療科医師育成支援資金貸与決定（不承認）通知書

このことについて、先に貴職から推薦のあった下記の者は、育成支援資金を貸与することを決定（不承認と）しましたので通知します。

## 記

## 1 決定

氏 名	
決 定 番 号	号
貸 与 額	円

## 2 不承認

理由



様式第4号（第9条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

年度特定診療科医師育成支援資金交付申請書

特定診療科医師育成支援資金貸与規則第9条の規定により、下記金額の交付を申請します。

記

金 円

様式第5号 (第11条関係)

借 用 証 書



金 円

ただし、特定診療科医師育成支援資金貸与規則により貸与を受けた育成支援資金

上記金額借用しました。ついては、特定診療科医師育成支援資金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この育成支援資金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

住 所  
本 人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

住 所  
連帯保証人 氏 名 ⑩

島根県知事 様

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
 本 人 氏 名 ⑩  
 決定番号 ー  
 住 所  
 連帯保証人 氏 名 ⑩

## 特定診療科医師育成支援資金返還明細書

貸与を受けた育成支援資金を下記により返還します。

## 記

貸 与 を 受 け た 日	年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 期 日	年 月 日
返還しようとするに至った理由	

## 様式第7号（第13条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

## 特定診療科医師育成支援資金返還方法承認申請書

特定診療科医師育成支援資金貸与規則第13条第2項の規定により、下記のとおり育成支援資金の返還の特例措置を受けたいので承認されるよう申請します。

## 記

貸 与 を 受 け た 日	年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了(見込み)年月日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還したい理由	

## 様式第8号（第13条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

## 特定診療科医師育成支援資金返還方法変更承認申請書

特定診療科医師育成支援資金貸与規則第13条第3項の規定により、下記のとおり育成支援資金の返還方法を変更したので、承認されるよう申請します。

## 記

## 1 変更前

貸 与 を 受 け た 日	年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返 還 完 了 (見 込 み) 年 月 日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還したい理由	

## 2 変更後

返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
変 更 し よ う と す る 理 由	
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返 還 完 了 (見 込 み) 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第14条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ④  
決定番号 ー

## 特定診療科医師育成支援資金返還猶予申請書

特定診療科医師育成支援資金貸与規則第14条第2項の規定により、下記のとおり育成支援資金の返還の猶予を受けた  
いので、関係書類を添えて申請します。

## 記

返 還 債 務 の 額	金 円
在職する指定医療機関及び 診療科の名称	医療機関名： 診療科名：
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類 上記理由を証明する書類

## 様式第10号（第15条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ④  
決定番号 ー

## 特定診療科医師育成支援資金返還免除申請書

下記のとおり貸与を受けた育成支援資金の全部（一部）について返還の免除を受けたいので、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第15条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

## 記

貸与決定を受けた育成支援資金の総額	金	円
返 還 未 済 の 返 還 債 務 の 額	金	円
免 除 を 受 け よ う と す る 額	金	円
在職した指定医療機関及び診療科の名称 並びに従事期間	指定医療機関及び診療科の名称	従 事 期 間
休職又は停職の有無及び期間（業務に起因する休職を除く。）		
業務による死亡又は退職についての事実		
業務による死亡又は退職の年月日	年	月 日（死亡・退職）
災害、疾病その他やむを得ない事由		

注 該当しない事項の欄には一印を記入すること。

## 添付書類

- 1 在職した指定医療機関及び診療科の名称並びに従事期間を記載した在職証明書
- 2 休職（業務に起因する休職を除く。）又は停職及びその期間を証明する書類
- 3 業務による死亡又は退職及びその年月日を記載した証明書
- 4 災害、疾病その他やむを得ない事由を証明する書類

様式第11号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ㊟  
決定番号 ー

## 特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事届出書

下記のとおり、指定医療機関の特定診療科以外で医師の業務に従事することを指示されたので、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第18条第1項の規定により届け出ます。

## 記

医療機関の住所及び名称	住所： 名称：
診 療 科 の 名 称	
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟



様式第12号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ㊟  
決定番号 ー

## 特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事申請書

下記のとおり、指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間が通算して6月以上となるため、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第18条第1項ただし書の規定により承認の申請をします。

## 記

医療機関の住所及び名称	住所： 名称：
診 療 科 の 名 称	
従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
従事することを指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ㊟

様式第13号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

## 特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事変更届出書

下記のとおり、従事内容の変更を指示されたので、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第18条第2項の規定により届け出ます。

## 記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所： 名称： (変更後) 住所： 名称：
診療科の名称	(変更前)  (変更後)
従事期間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ⑩

## 様式第14号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

## 特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事変更申請書

下記のとおり、従事内容の変更の指示をされ、指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間が通算して6月以上となるため、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第18条第2項ただし書の規定により承認の申請をします。

## 記

医療機関の住所及び名称	(変更前) 住所： 名称： (変更後) 住所： 名称：
診 療 科 の 名 称	(変更前)  (変更後)
従 事 期 間	(変更前) 年 月 日から 年 月 日まで (変更後) 年 月 日から 年 月 日まで
変更を指示した理由 ※指定医療機関の長記載欄	指定医療機関の名称 指定医療機関の長の氏名 ⑩

様式第15号（第18条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所  
本人 氏 名 ⑩  
決定番号 ー

## 特定診療科医師育成支援資金特定診療科以外従事終了報告書

下記のとおり、指定医療機関の特定診療科以外における従事が終了し、指定医療機関の特定診療科で従事を開始したので、特定診療科医師育成支援資金貸与規則第18条第3項の規定により報告します。

## 記

指 定 医 療 機 関 の 名 称	
診 療 科 の 名 称	
従 事 開 始 日	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(指定医療機関の特定診療科以外の医療機関における従事終了日 年 月 日)</p>

添付書類 指定医療機関の特定診療科における従事開始日及び診療科の名称を記載した在職証明書

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

**島根県教育委員会規則第15号**

島根県スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則

島根県スポーツ振興審議会規則（昭和37年島根県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県スポーツ推進審議会規則

第1条中「島根県スポーツ振興審議会」を「島根県スポーツ推進審議会」に、「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）及び島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び島根県スポーツ推進審議会条例」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（島根県教育庁等組織規則の一部改正）
- 2 島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第31条第1項の表スポーツ振興審議会の項を次のように改める。

島根県スポーツ推進 審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定によるスポーツの推進 に関する重要事項についての調査審議に関する事務	保健体育課
------------------	--	-------